

令和6年度 うるま市保育所入所選考基準表

宛名番号	申込年月日	児童氏名	生年月日	学年齢	基準点(父)	基準点(母)	調整点	選考点
第一希望		第二希望			(a)	(b)	(c)	(a)+(b)+(c)
第四希望		第五希望						

【算定方法】

- 選考点は、A.基準点及びB.調整点を合算した点数とする。
- A.基準点・・・基準点は、父、母(以下「保護者」)それぞれに配点し、合算した点数を基準点とする。該当する類型(1~10)が複数ある場合には、点数の高い類型で認定する。
- B.調整点・・・調整点は、該当する内容(1~18)に配点する。該当する内容(1~18)が複数ある場合にはそれぞれの点数を合算した点数を対象児童の調整点とする。

【A. 基準点(保護者の状況に係る点数)】

類型	基準点				認定時の留意点			
	区分	認定条件		点数				
1. 就労(月64時間以上を常態とする) *採用予定を含む	勤務者 自営業者	①労働状況等による点数		基準点	●認定は、勤務証明書等に記載のある月あたりの労働時間(休憩時間含む)に基づき行う。 ●保護者の勤務先が複数にまたがる場合、それぞれの勤務先の月あたりの労働時間(休憩時間含む)を合算する。 ただし、それぞれの勤務先の勤務日及び勤務時間が重なっており、従事することが困難と認められる場合には、「それぞれの勤務先の月あたりの労働時間(休憩時間含む)」から「当該重複している勤務時間数」を差し引いた時間数で認定するものとする。			
		月あたりの労働時間(休憩時間含む)		父		母		
		月200時間以上		30				
		月190時間以上200時間未満		29				
		月180時間以上190時間未満		28				
		月170時間以上180時間未満		27				
		月160時間以上170時間未満		26				
		月150時間以上160時間未満		25				
		月140時間以上150時間未満		24				
		月130時間以上140時間未満		23				
		月120時間以上130時間未満		22				
		月110時間以上120時間未満		21				
		月100時間以上110時間未満		20				
月90時間以上100時間未満		19						
月80時間以上90時間未満		18						
月64時間以上80時間未満		17						
2. 妊娠・出産 (妊娠中であるか又は出産後間がない)		認定条件 産前6週前の属する月始め(多胎14週前)から産後8週後の翌日が属する月末まで		点数 24	父 母	●死産についても、認定条件は同様とする。		
3. 疾病・障害 (疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している)	疾病・負傷 (診断書)	認定条件		点数	父	母	●在宅療養は、おおむね1ヵ月以上の療養期間が見込まれるものについて認定する。 ●疾病・負傷及び「障害認定」の両方に該当する場合は、点数の高い区分で認定する。	
		長期入院		30				
		おおむね1ヵ月以上の入院療養を要する医師の診断		26				
		週40時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断		24				
		週35時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断		20				
		週20時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断		18				
	在宅療養		17					
	週16時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断		15					
	障害認定 (手帳)		身体障害者手帳1級・2級 / 精神障害者保健福祉手帳1級 / 療育手帳A1, A2 / 障害年金1級		30			
			精神障害者保健福祉手帳2級 / 障害年金2級		27			
		身体障害者手帳3級 / 療育手帳B1		21				
		身体障害者手帳1級~3級以外 / 精神障害者保健福祉手帳3級 / 療育手帳B2		15				
4. 介護・看護 (長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同様の親族を常時介護している)	認定条件		点数	父	母	●通院(通学)への付添いについては、その付添いにあてる時間数に応じて、右記基準に準じて認定する。 ●別居親族の介護(看護)は、原則として対象外とする。ただし、介護(看護)を必要とする別居親族の「住民票簿」及び「その世帯に介護(看護)を行うことができる者がいないことが分かる書類(勤務証明書等)」により、保護者が介護(看護)を行う必要があると認められる場合は認定を行う。		
	介護(看護)時間数(週)							
	週40時間以上の介護(看護)を常態とする		26					
	週35時間以上40時間未満の介護(看護)を常態とする		24					
	週25時間以上35時間未満の介護(看護)を常態とする		20					
	週20時間以上25時間未満の介護(看護)を常態とする		18					
5. 災害復旧 (災害の復旧にあたる期間)	認定条件		備考	点数	父	母	●震災したことが分かる書類で判断する。	
	震災・風水害・火災・その他の災害		災害の復旧にあたる期間を認定期間とする。	30				
6. 求職活動中	認定条件		備考	点数	父	母	●原則、求職活動開始から90日間が経過する日の属する月の末日までを認定期間とする。	
	求職中のため日中外出する場合(起業準備を含む。)			9				
7. 就学・職業訓練	認定条件		備考	点数	父	母	●就職につながらないものは対象外。(いわゆるお稽古等) ●通信制の場合は短時間保育で認定する。	
	学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校及びこれらに準ずる教育施設に在学している			26				
	公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等を受けている			24				
				22				
				19				
				18				
8. 育児休業 ・ みなし育児 (新規申込時に育児休業中の場合を除く。)	認定条件		備考	点数	父	母	●育児休業対象児童またはみなし育児対象児童の新規申込は、入所月の翌月1日までの職場復帰が条件となるため、「1.就労」として取り扱う。	
	育児休業 ・ みなし育児	育児休業対象児童以外の転所申込(入所希望月翌月1日までに復帰予定ではない場合) みなし育児対象児童以外の転所申込(入所希望月翌月1日までに復帰予定ではない場合)	育児休業対象児童又はみなし育児対象児童が、最長2歳となる月の末日までを認定期間とする。	16				
9. 虐待・DV	区分	認定条件	備考	点数	父	母	●児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性が分かる書類で判断する。 ●家庭裁判所から保護命令の発令があることがわかる書類で判断する。	
	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること		30				
10. 市長が認める前各号に類する状態である	区分	認定条件	備考	点数	父	母	●その他うるま市長が認める状態	
				30				

【B. 調整点(家庭の状況に係る点数)】

区分	内容	点数	備考	区分	内容	点数	備考
世帯状況	1. 保護者(父及び母)の不在で、祖父母等が保育	100	現に監護を行うものが児童手当を受給している	その他	12. 継続在園の希望(小規模保育事業等の卒園児童)	500	希望保育施設と同一の保育施設に前年度3月に在園(見込)していること希望(案内予定)保育施設の連携施設に前年度3月に在園(見込)していること
	2. 保護者(父又は母)の不在	40	未婚・死別・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁等		13. 認定こども園校区内(公立幼稚園から移行した認定こども園の3~5歳児の希望者で、原則、入所選考時点で校区内に住所を有するものを対象) ※保護者の申出により加点	5	転居予定地の認定こども園を希望する場合であっても、入所選考時点で契約書等の提出があり、転居予定地住所及び転居予定地があることが確認できた場合は対象とする
	3. 保護者(父又は母)の単身赴任 ※保護者の申出により加点	5	沖縄本島外への単身赴任等		14. 個別支援保育を必要とする子	250	個別支援保育利用申請および必要書類の提出がある場合
	4. 生活保護世帯	5	生活保護受給証明書等により確認する		15. 市外住民	-150	入所選考時点で市外住民の場合 ※転入予定者を除く
	5. 障がい者がいる世帯(住民票同一世帯) ※障がい者が申込児童本人、きょうだい姉妹、祖父母及び扶養義務者の場合	6	障害者手帳、療育手帳、障害基礎(厚生)年金証書の写し等により確認する		16. 過去に勤務証明書において、虚偽の申請をしたことがある者	-30	
	6. 多子世帯(子ども3人以上) ※保護者の申出により加点	6	保護者が扶養する別世帯の子ども(県外在住等)も対象とする(申込後に子の数に増減がある場合は、保護者からの期限内の申出により再度採点する。)		17. 保育料未納(滞納)	-100	納付相談がない、または、誓約どおり支払いができていない等の場合
きょうだいの状況	7. きょうだい児が認可保育施設に入所中(転園希望) ※保護者の申出により加点	10	きょうだい児が選考時点で在園しており、当該児童が在園している場合(卒園児を除く)	就労状況	18. 社会的養護が必要な児童がいる世帯(虐待、DV等も含む)	300	児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性が分かる書類で判断する。(里親世帯も含む)
	8. きょうだい児が認可保育施設に入所中(新規申込) ※保護者の申出により加点	5	きょうだい児が選考時点で在園しており、当該児童が新規で申込みしている場合(卒園児を除く)		19. その他家庭状況等から、特に選考時の調整を要すると認められる場合	100	うるま市長が認めるもの
	9. 多胎児(申込み児童が双子等) ※保護者の申出により加点	5	申込児童が、双子等である場合 ※双子を基準に、1名増えるごとに5点加点とする。				
就労状況	10. 「教育・保育施設で従事する者(有資格者)」	200	教育・保育施設等で保育士または幼稚園教諭として従事しているもの(保育補助を除く) ※認可保育所(小規模含む)、認定こども園、認可外保育所、幼稚園での就労を対象とする。(幼稚園教諭または看護師、保健師がみなし保育士として従事する場合を含む)				
	11. 育児休業延長希望者 (在園継続希望者、転園希望者を除く)(新規申込者のみ)	-500	該当する場合、その他調整点(1~18.)を対象外とする				